

一般社団法人九州貸切バス適正化センター 通勤手当支給規程

(支給要件等)

第1条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

通勤のため、公共交通機関(鉄道、乗合バス等をいう)を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給する。

ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 **2km** 以上の職員に限る。

(届出)

第2条 職員は、支給要件を具備するに至った場合、別紙「通勤届」により会長に届け出て認定を受けなければならない。

なお、通勤方法を変更した場合又負担する運賃等の額に変更があった場合も同様とする。

(支給額)

第3条 通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路によるものとする。

(支給限度額)

第4条 通勤手当支給限度額は月額 **35,000** 円までとし、予算の範囲内で支給する。

(支給方法等)

第5条 通勤手当は、第3条の定期券額を通用期間の月数で除して得た額を、月額として給与日に支給する。

(支給の開始及び終期)

第6条 通勤手当の支給は、職員が第1条の要件を具備されるに至った場合においてその月(その日が月の途中であるときは、その日の属する月は日割り計算とする)から開始し、要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わり、その日が月の途中であるときは、その日の月は日割り計算とする。

(戻入)

第7条 通勤手当を支給されている職員が、離職等により支給要件を欠くに至った場合、既に受給されている手当は前条の規程に基づき日割り計算により算出した

額の残額を戻入するものとする。

第 8 条 第 2 条の認定は、事務局長の専決事項とする。

附則

1. 本規定は一般社団法人九州貸切バス適正化センターの登記の日(平成 29 年 4 月 28 日)から施行する。